

特別診療費に関する留意事項等

介護医療院サービスのうち、Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費、ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費及びユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費を算定した介護医療院(ユニット型介護医療院を含む。)のみが算定できるものであること。

特別診療加算項目	届出 要	算定の可否						留意事項通知における施設基準等の概要 (※詳細は、青本p1103を参照のこと)
		単 独		併 設		小規模		
		長	短	長	短	長	短	
感染対策指導管理	×	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内感染防止対策委員会が設置され、定期的(月1回程度)に開催すること。様式2を参考とすること。</li> <li>感染情報レポートが週1回程度作成・活用されていること。</li> <li>各病室に水道又は速乾式手洗い液等が設置されていること。</li> </ul>
褥瘡対策指導管理	×	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>褥瘡対策に係る専任の医師、看護職員から構成される褥瘡対策チームが設置されていること。</li> <li>日常生活の自立度ランクB以上に該当する入所者につき、別紙様式3を参考に褥瘡対策に関する診療計画を作成し、褥瘡対策を実施すること。</li> <li>体圧分散式マットレス等を適切に選択し使用する体制を整備すること。</li> </ul>
初期入院診療管理	×	○	×	○	×	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師、看護職員、その他必要に応じ関係職種が共同して総合的な診療計画を策定し、入所後2週間以内に入所者に対し説明を行い、入所者又は家族から同意を得ること。様式4を参考とすること。</li> <li>入所に際して必要な医師の診察、検査等には、施設内感染対策としての検査も含まれるものであること。</li> <li>入所者又はその家族に対して、病名等の情報提供・説明を行うにあたっては、文書を交付するとともに、その写しを診療録に貼付すること。</li> </ul>
重度療養管理 (注:要介護4又は5に該当するものに に限る)	×	×	△	×	△	×	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定できる入所者の状態については青本p1084を確認のこと。</li> <li>請求明細書の摘要欄に該当する状態を記載すること。</li> </ul>
特定施設管理	×	○	○	○	○	○	○	
重症皮膚潰瘍管理指導	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>褥瘡対策に関する基準を満たしていること。</li> <li>個々の利用者に対する看護計画の策定、状態の継続的評価、適切な医療用具の使用、褥瘡等の皮膚潰瘍の早期発見及び重症化の防止の体制にあること。</li> <li>その他褥瘡等の予防及び治療にふさわしい体制にあること。</li> <li>施設基準の届出は、様式5を用いること。</li> <li>加算の届出については実績を要しない。</li> </ul>
薬剤管理指導	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関併設型介護医療院の場合は、常勤換算方法で、2人から併設医療機関に基準上必要とされる数を減じて得た数以上の薬剤師を配置すること。</li> <li>単独型介護医療院の場合は、常勤換算方法で、1人以上の薬剤師を配置すること。</li> <li>医薬品情報管理室を有すること(医療機関併設型介護医療院にあっては、入所者の処遇に支障がない場合には、併設医療機関の医薬品情報処理室及びそこに配置される薬剤師と兼ねることができる)。</li> <li>入所者ごとに薬剤管理指導記録を作成し、入所者に対し指導を行っていること。(届出に関する事項)</li> <li>施設基準の届出には、様式6を用いて提出すること。</li> <li>当該介護医療院に勤務する薬剤師の勤務形態を様式7を用いて提出すること。なお、備考欄には、調剤、医薬品情報管理又は入所者への薬剤管理指導のいずれかに従事しているか、及び併設医療機関との兼務の有無を記載すること。</li> <li>調剤所及び医薬品情報管理室の配置図及び平面図も提出すること。</li> </ul>
医学情報提供(Ⅰ)	×	×	×	×	×	○	○	
医学情報提供(Ⅱ)	×	×	×	×	×	○	○	
理学療法(Ⅰ)	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の医師及び専従する理学療法士がそれぞれ1人以上勤務すること。ただし、医療機関併設型介護医療院の理学療法士については、サービス提供に支障がない場合には、常勤換算方法で1人以上勤務することで差し支えない。</li> <li>治療・訓練の専用施設の広さは、単独型介護医療院・医療機関併設型介護医療院で100㎡以上、小規模併設型介護医療院で45㎡以上</li> <li>当該療法を行うために必要な専用の器械・器具(青本p1105参照)を具備していること。</li> <li>リハビリテーションに関する記録は、入所者毎に保管し、常に医療従事者による閲覧が可能であること。(届出に関する事項)</li> <li>施設基準に係る届出は、様式8を用いること。</li> <li>当該治療の従事者の勤務形態を様式7を用いて提出すること。なお、備考欄には、理学療法に関する経験を記載すること。</li> <li>当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。</li> </ul>
理学療法(Ⅱ)	○	○	○	○	○	○	○	※体制等状況一覧表の提出においては、リハビリテーション提供体制の「その他」で提出すること。

特別診療費に関する留意事項等

介護医療院サービスのうち、Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費、ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費及びユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費を算定した介護医療院(ユニット型介護医療院を含む。)のみが算定できるものであること。

特別診療加算項目	届出要	算定の可否						留意事項通知における施設基準等の概要 (※詳細は、青本p1103を参照のこと)
		単 独		併 設		小規模		
		長	短	長	短	長	短	
作業療法	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の医師及び専従する作業療法士がそれぞれ1人以上勤務すること。ただし、医療機関併設型介護医療院の理学療法士については、サービス提供に支障がない場合には、常勤換算方法で1人以上勤務することで差し支えない。</li> <li>・治療・訓練の専用施設の広さは75㎡以上</li> <li>・当該療法を行うために必要な専用の器械・器具(青本p1105参照)を具備していること。</li> <li>・リハビリテーションに関する記録は、入所者毎に保管し、常に医療従事者による閲覧が可能であること。 (届出に関する事項)</li> <li>・施設基準に係る届出は、様式8を用いること。</li> <li>・当該治療の従事者の勤務形態を様式7を用いて提出すること。なお、備考欄には、作業療法に関する経験を記載すること。</li> <li>・当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。</li> </ul>
言語聴覚療法	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の医師が1名以上勤務すること。</li> <li>・専従する常勤言語聴覚士が1人以上勤務すること。ただし、医療機関併設型介護医療院の言語聴覚士については、サービス提供に支障がない場合には、常勤換算方法で1人以上勤務することで差し支えない。</li> <li>・専用の療法室として、個別療法室(8㎡以上)を1室以上有していること。</li> <li>・当該療法を行うために必要な器械・器具(青本p1106参照)を具備していること。</li> <li>・リハビリテーションに関する記録は、入所者毎に保管し、常に医療従事者による閲覧が可能であること。 (届出に関する事項)</li> <li>・施設基準に係る届出は、様式8を用いること。</li> <li>・当該治療の従事者の勤務形態を様式7を用いて提出すること。</li> <li>・当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。</li> </ul>
集団コミュニケーション療法	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の常勤医師が1名以上勤務すること。</li> <li>・専従する言語聴覚士が1人以上配置すること。</li> <li>・専用の療法室として、8㎡以上の集団コミュニケーション療法室を1室以上有していること。</li> <li>・当該療法を行うために必要な器械・器具(青本p1106参照)を具備していること。</li> <li>・リハビリテーションに関する記録は、入所者毎に保管し、常に医療従事者による閲覧が可能であること。 (届出に関する事項)</li> <li>・施設基準に係る届出は、様式8を用いること。</li> <li>・当該治療の従事者の勤務形態を様式7を用いて提出すること。</li> <li>・当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。</li> </ul>
摂食機能療法	○	○	○	○	○	○	○	※体制等状況一覧表の提出においては、リハビリテーション提供体制の「その他」で提出すること。
短期集中リハビリテーション	×	○	×	○	×	○	×	
認知症短期集中リハビリテーション	○	○	×	○	×	○	×	※体制等状況一覧表の提出においては、リハビリテーション提供体制の「その他」で提出すること。
精神科作業療法	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の作業療法士が1人以上必要であること。</li> <li>・作業療法士1人に対して、1日入所者75人を標準とすること。</li> <li>・専用施設の広さは、作業療法士1人に対して75㎡を基準とすること。</li> <li>・当該療法を行うために必要な器械・器具(青本p1107参照)を具備していること。</li> <li>・精神科を標ぼうする医療機関であって、精神科を担当する医師(非常勤でも可)の指示の下に実施するものとする。 (届出に関する事項)</li> <li>・施設基準に係る届出は、様式9を用いること。</li> <li>・当該治療に従事する作業療法士の勤務形態を様式7を用いて提出すること。</li> <li>・当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。</li> </ul>
認知症入所精神療法	○	○	○	○	○	○	○	※体制等状況一覧表の提出においては、リハビリテーション提供体制の「その他」で提出すること。

※実際の届出にあたっては、県又は市ホームページから提出書類等を確認して提出すること。

※算定の可否における「単独」=単独型介護医療院、「併設」=医療機関併設型介護医療院、「小規模」=「小規模併設型介護医療院」  
「長」=「介護医療院」、「短」=「介護予防」短期入所療養介護